

委員 長 報 告 書

さる 12 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、12 月 8 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 16 号は、橋本市民会館の指定管理者として、現在の指定管理者
である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を、平成 30 年 4 月から
33 年 3 月までの 3 年間、引き続き指定するものである。

委員から、当該公益法人から提出された事業計画書において、会館の人員
体制で施設及び事業企画職員がいるにもかかわらず、自主事業計画書の
収支計画に、舞台操作員外注費が計上されている理由について ただし
があり、操作する舞台装置の数が多くなる場合があり、会館職員の人員のみ
で対応できないためである との答弁がありました。